

ヨシ群落保全基本計画の概要について



Mother Lake
Goals

変えよう、あなたと私から

1

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例

○ ヨシ群落とは・・・

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年3月施行)
第2条で定義

<条例の一部抜粋>

「ヨシ群落」とは、ヨシ、マコモ等の抽水植物の群落およびヨシ等とヤナギ類またはハンノキが一体となって構成する植物群落をいう。

○ この条例は、**ヨシ群落を積極的に保全し、その多様な機能を発揮**させることにより、**琵琶湖の環境保全**を図り、**県民の生活環境の向上に寄与**することを目的とするもの

⇒ 県、県民および事業者の責務、ヨシ群落保全区域の設定、計画策定義務などを規定

2

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例

<条例 前文の一部抜粋>

ヨシ群落の保全は、琵琶湖を代表する自然を守り、水辺の生態系の保全を図るのみならず、私たちの心の支えである湖国の風土や文化を守る大きな意義を持っている。

私たちは、今後も、それぞれの役割を一層果たすことに努力し、一体となって琵琶湖を守り、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐための新たな取組の出発点として、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例を制定する。

3

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例

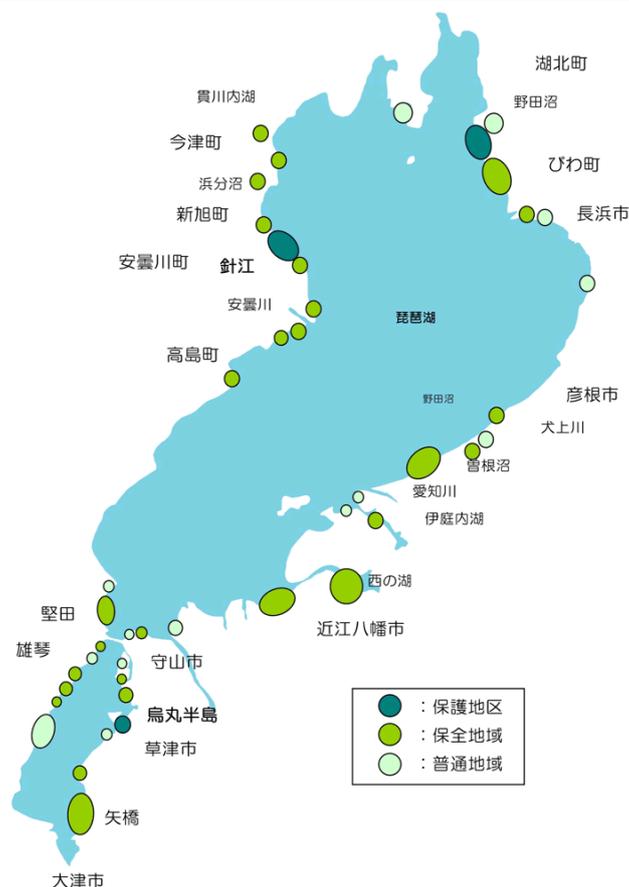


図 ヨシ群落保全区域の概略図

○ ヨシ群落保全区域では、工作物の新築などの行為が制限される（事前の申請や届出が必要）

<保全区域の種類など>

区分	ヨシ群落の状況(設定要件)	上段:個所数 下段:面積
保護地区	◎ 奥行きが概ね100m以上ある安定したヨシ群落(昭和30年代と比べて後退がなく安定している群落)	3箇所 78.8ha
保全地域	◎ 奥行きが概ね30m以上～100m未満のヨシ群落	29箇所 650.2ha
普通地域	◎ 奥行きが概ね30m未満であって次のようなヨシ群落 ・小規模のヨシ群落 ・まばらな状況のヨシ群落 ・幅の狭いヨシ群落	20箇所 103.5ha

保全区域の個所数などの合計 52箇所 832.5ha

ヨシ群落保全基本計画の概要 <1 基本的・総合的な方針>

- ヨシ群落の保全に関する条例第9条第1項の規定に基づき策定
計画期間:令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)

1 現状と課題

- ・琵琶湖のヨシ群落面積は、昭和28年程度に回復

260.8ha→255.8ha(平成25年)

- ・ヨシ群落におけるヤナギの面積比率が増加

琵琶湖 26%(平成4年)→46%(平成25年)

内湖 6%(平成4年)→13%(平成25年)

- ・侵略的外来水生植物の侵入

- ・地域の保全活動の担い手不足

- ・企業等の保全活動団体の増加

(H29時点 45団体)

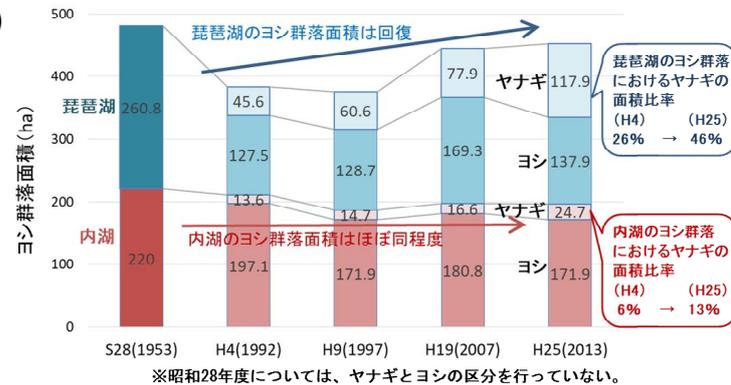


図 ヨシ群落面積の推移

5

ヨシ群落保全基本計画の概要 <1 基本的・総合的な方針>

2 基本方針

- (1)多様な働きを持つヨシ群落を地域の特性に応じて、健全な育成を図る
- (2)事業者やボランティア等との関わりによる取組を広げ、地域とともに保全活動を行っていく
- (3)「守る・育てる・活用する」の循環の構築により、持続的な取組を進める

3 保全目標

- ・ヨシ群落の質的な保全・再生を目指し、ヨシ群落の健全な育成を図る

⇒良好なヨシ群落が現存している場所においてはその状態を維持

⇒衰退した場所においては再生し、地域の特性に応じた維持管理や利用を推進

(1)保護地区

生態特性により配慮し、刈取りや清掃などの適切な維持管理を実施

(2)保全地域

県民等による保全活動が行われるヨシ群落の拡大を図る

(3)普通地域

地域の特性に応じ維持管理を実施



6

ヨシ群落保全基本計画の概要 <2 保全事業>

1 造成事業

ヨシ群落の生育する環境と機能を十分理解し、**地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法**によりヨシ群落の再生モニタリングを行い、ヨシ群落の機能が十分発揮できているか科学的に評価

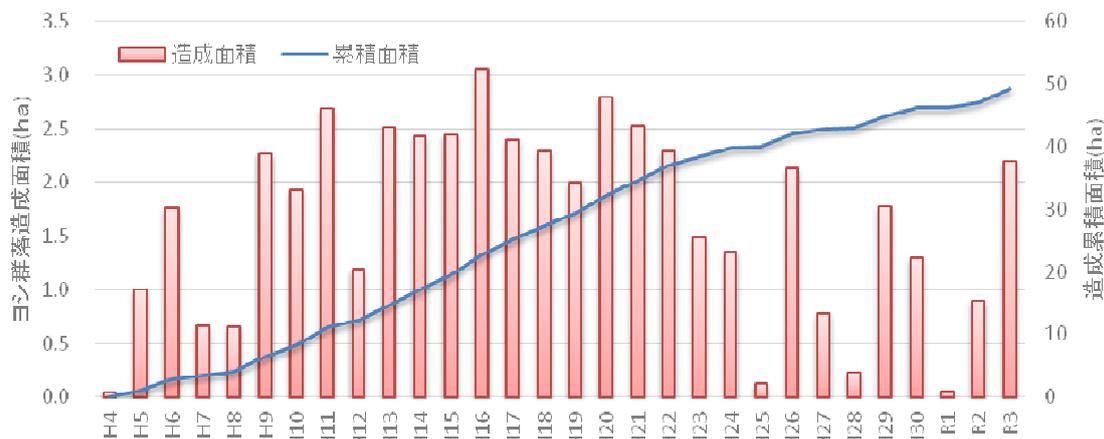


図 ヨシ群落造成面積の推移



7

ヨシ群落保全基本計画の概要 <2 保全事業>

2 維持管理事業

生物の生態や地域の特性、ヨシの利活用などに応じて、ヨシ群落の多様な機能とそれを担保する環境の多様性に留意 清掃、侵略的外来水生植物の除去、ヨシの刈取り、火入れ、補植、ヤナギの伐採などの維持管理を行う **地域住民の意思を尊重しながら、事業者やボランティア等との協働で持続的に活動**



8

ヨシ群落保全基本計画の概要 <第3 環境学習および自然観察>

- ・ヨシ群落保全の実践活動や自然観察会を実施し、ヨシ群落の保全と活用の必要性について普及啓発
- ・**子どもがヨシ群落と関わり**、その恵みを学び感じる機会を設けることは、今後の地域のヨシ群落保全活動の**担い手を育てる上で重要**
- ・地域、各種団体、企業(事業所)、学校、行政などが協働し進める

<第4 有効な利用>

- ・かつてあらゆる生活の場で利用されていた**ヨシをもう一度、生活の中で活かしていく**
- ・新たな利用・活用法は持続可能な取り組みになることが重要
- ・**ヤナギやハンノキなどの利用・活用**を進めることもヨシ群落の保全につながる
- ・**ヨシやヤナギ等の長期的な利用は、CO2ネットゼロに貢献**
- ・新たな利用・活用法の情報収集、発信、技術開発や支援、調査・研究を進める

